

坂監公表 22 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成 23 年 2 月 4 日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 富 岡 利 昭

(別紙)

## 平成22年度財政援助団体等監査の結果報告書

### 1. 財団法人坂出市学校給食会の監査

#### 第1 監査の概要

##### 1. 監査の対象

財団法人坂出市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行並びに教育委員会学校教育課（以下「学校教育課」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称および金額

- (1) 学校給食会管理費補助金 21,775,015円

##### 2. 監査の実施期間

平成22年10月12日から平成22年12月27日まで

##### 3. 実施した監査手続

学校給食会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、学校給食会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、学校教育課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続を実施した。

#### 第2 監査の結果等

##### 1. 学校給食会の概要

学校給食会は、坂出市における学校の給食事業の充実発展とその運営の適正を図り、もって学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的として昭和54年3月17日設立された。主な事業は、学校給食に必要な物資の共同購入、共同献立、給食費に関する事務等を実施している。

##### 2. 学校給食会の監査の結果

学校給食会の補助金に係る出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

##### 3. 学校教育課の監査の結果

学校教育課における学校給食会に対する補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

#### 2. 社会福祉法人坂出市社会福祉協議会の監査

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の対象

社会福祉法人坂出市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに福祉事務所社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称および金額

(1) 坂出市社会福祉協議会交付金	51,244,836 円
(2) 坂出市福社会館管理費補助金	3,700,000 円
(3) 高額療養費つなぎ資金貸付金	3,000,000 円
(4) 母子生活支援施設「坂出ハイツ」指定管理料	14,298,375 円
(5) ファミリーサポートセンター事業委託料	3,000,000 円
(6) 通所サービス利用促進事業 （障害者自立支援臨時特例交付金）	641,000 円

### 2. 監査の実施日

平成22年10月12日から平成22年12月27日まで

### 3. 実施した監査手続

市社協の上記財政援助に係る出納その他の事務の執行について、市社協から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、社会福祉課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1. 市社協の概要

市社協は、坂出市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的として昭和48年10月18日設立された。

主な事業は、

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 居宅介護等事業の経営

- ⑧ 「坂出市福社会館」の経営
- ⑨ ボランティア活動の振興
- ⑩ 障害者福祉サービス事業の経営（居宅介護，重度訪問介護 坂出市社会福祉協議会訪問介護事業所）
- ⑪ 障害者福祉サービス事業の経営（就労継続支援B型 八幡園）
- ⑫ 母子生活支援施設「坂出ハイツ」の管理・経営
- ⑬ 生活福祉資金貸付事業
- ⑭ 福祉総合相談事業
- ⑮ ファミリーサポートセンター事業の経営
- ⑯ 福祉サービス利用援助事業
- ⑰ その他法人の目的達成のため必要な事業を実施している。

## 2. 市社協監査の結果

監査にあたり，市社協から次の報告があった。

### 《報告事項》

「平成 21 年度通所サービス利用促進事業(障害者自立支援臨時特例交付金)(以下「交付金」という。) 641,000 円」について，平成 21 年度市社協決算書(以下「決算書」という。)の交付金対象の支出額と市へ提出した実績報告書の金額とに誤差があり，伝票作成誤りを確認した。

市社協の事業が終了し，4 月の決算書を作成する段階の伝票整理中に，交付金対象となる交付金の平成 20 年度の交付金未収金を当初 446,000 円と計上していたが，交付決定額 443,000 円との差額分を平成 21 年度交付金額より誤った伝票処理等し，誤謬の決算額を掲載した。

### 《確認事項》

市社協の事業会計年度は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日である。

決算書及び収入・支出関係書類を照合した結果，まず，決算書において市補助金収入額は 638,015 円が計上され，交付金対象となる補助額は 641,000 円であることを平成 22 年 12 月 1 日に確認した。決算書における決算額と交付金対象となる決定額で 2,985 円の誤差が認められた。

つぎに，決算書に市へ未収補助金として 641,015 円が計上されていることを同日確認した。

つぎに，市においては提出された実績報告書の交付金の額の変更が 3 月 31 日付で行われていること，および市社協の交付金の額の決定の書類提出について同日確認した。

なお，収入・支出関係書類において交付金の対象となるものに関する違法性・不当性は見られなかった。

#### 《監査の講評》

まず、市社協は平成 22 年 3 月 31 日において清算報告書を 641,000 円と算出し、補助金等交付規則に基づき同年 3 月 31 日付で実績報告書を提出している。同日、確定通知書 641,000 円を受理したが、決算書には市補助金収入を 638,015 円とし、未収金は 641,015 円と掲載している。

しかし、決算書で交付対象金額は 641,000 円であり、交付金に関する決算額で 2,985 円の誤差が認められた。

事業会計期間は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日であり、決算書には市補助金収入額 638,015 円と未収補助金 641,015 円を掲載し、会計事務の不手際が認められ、適切な事務処理とは言えない。

現時点では市へ口頭報告し、平成 22 年度において、今後の再発防止に向けた取り組みを要望した。

上記以外の市社協の財政援助に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

### 3. 坂出市福祉事務所社会福祉課の監査結果

坂出市福祉事務所社会福祉課における社会福祉法人坂出市社会福祉協議会に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。